

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 新型コロナ便乗詐欺

新型コロナウイルスに便乗した詐欺や悪質商法が急増し、被害が相次いでいる。マスクを餌に悪質サイトへ誘導する手口や、助成金の受給を騙る詐欺などが発生。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

4/20(月) 赤口 郵便週間
21(火) 先勝
22(水) 友引
23(木) 仏滅 旧暦4月1日
24(金) 大安
25(土) 赤口
26(日) 先勝

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/13(月)	19,043 ▼455	107.88 △0.50
14(火)	19,639 △596	107.76 △0.22
15(水)	19,550 ▼89	107.35 △0.31
16(木)	19,290 ▼260	107.82 ▼0.47
17(金)	19,897 △607	107.79 △0.03

## 新型コロナに関連する法人税の取扱い

◎法人の申告期限の個別延長……法人の役員や従業員等が新型コロナに感染するなどのやむを得ない理由がある場合だけではなく、在宅勤務等により通常の業務体制が維持できないなどで決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難な場合なども個別に申告期限延長が認められます。なお、延長される申告・納付の期限は原則として申告書の提出日となります。

◎業績悪化による役員給与(定期同額給与)の減額……新型コロナの影響で経営状況が著しく悪化したため、役員給与を減額せざるを得ない場合は、業績悪化改定事由に該当し、年度途中で減額改定した場合でも定期同額給与として損金算入が認められます。なお、既に売上などの指標が悪化している場合だけではなく、客観的な状況から今後著しく悪化することが避けられないため、減額改定する場合も業績悪化改定事由に該当します。

◎「災害損失欠損金」に該当する損失や費用……新型コロナの影響により、棚卸資産や固定資産に生じた損失(飲食業者等における食材の廃棄損など)や、感染防止のために必要な措置の費用(施設等を消毒する費用や配備するマスク等の購入費用など)は、災害損失欠損金に該当し、災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けることができます(白色申告や大企業も適用可)。

◎取引先に対する債権の免除等……新型コロナの影響により、資金繰りが困難となっている取引先等を支援するために、売掛金等の債権を免除する場合や、既に契約で定められた賃料等を減免する場合などの損失は、寄附金や交際費等に該当しないものとして取り扱われ、損金算入できます。

■この記事の詳細は、情報BOX201515

## 緊急対応期間における雇調金の特例措置

新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例措置について、本年4月1日～6月30日(緊急対応期間)に実施した休業等は助成率の引上げなど拡充された措置が適用されます。

緊急対応期間の助成率は、中小企業4/5、大企業2/3に引上げられ、さらに本年1月24日以降に労働者の解雇等をしていない場合は助成率を上乘せし、中小企業9/10、大企業3/4となります。

この解雇等には、有期契約労働者の解雇とみなされる雇い止めや、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等が含まれます。

## テレワーク導入等を支援するIT導入補助金

新型コロナの感染防止対策として、テレワーク環境の整備などに取り組む事業者を優先的に支援するため、中小企業・小規模事業者を対象にITツール導入費用の一部を補助するIT導入補助金の補助率を従来の1/2から2/3に上げた「特別枠」が新たに設けられます(令和2年度補正予算の成立が前提)。

特別枠は、ハードウェア(パソコン、タブレット端末等)のレンタル費用や、ITツールの導入費用等の2/3を最大450万円補助します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 新型コロナウイルスに関連する法人税の取り扱い

## ◆法人の期限の個別延長

新型コロナウイルスの影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別延長が認められます。

やむを得ない理由については、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケースだけでなく、外出を控えている方、在宅勤務等をしている方などがいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当します。

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められます。

## ◎個別延長の場合の申告・納付期限

申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2ヵ月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されます。

## ◎個別延長する場合の手続き

別途、申請書等を提出する必要はなく、申告の際、その申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記することで申請を行うことができます。

## 業績悪化による役員給与（定期同額給与）の減額

年度の中途における役員給与の減額改定については、業績悪化改定事由による改定に該当する場合、改定前に定額で支給していた役員給与と改定後に定額で支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当し、損金算入することになります。

法人税の取扱いにおける「業績悪化改定事由」とは、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることをいい、新型コロナウイルスの影響により、業績等が急激に悪化してやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況にある場合は、この業績悪化改定事由に該当することになります。

また、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが避けられない場合における減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

## ◆「災害損失欠損金」に該当する損失や費用

新型コロナウイルスの影響により、棚卸資産や固定資産などに損失が生じている場合や、感染症の拡大や発生を防止するために必要な措置の費用を支出している場合、その損失や費用は「災害により生じた損失の額」に該当し、「災害損失欠損金の繰戻し還付制度※」の対象となります。

例えば、・飲食業者等の食材の廃棄損、・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、・施設や備品などを消毒するために支出した費用、・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用、・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損などが、災害損失欠損金に該当します。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の前日1年（青色申告法人は前2年）以内に開始した事業年度に繰戻して法人税の還付を受けられる制度です。

## ◆取引先等の支援のために生じた費用や損失

法人が、新型コロナウイルスにより、売上の減少などで資金繰りが困難となっている取引先等の支援を目的として、被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間）内に行う、債権の免除又は取引条件の変更、低利又は無利息による融資、見舞金の支出又は事業用資産の供与若しくは役務の提供などをにより生じた費用や損失の額については、自然災害時の取扱いと同様に、寄附金や交際費等に該当しないものとして取り扱われます。

## ◆企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合

自社製品等の提供が、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含む）の額は、寄附金以外の費用として、提供時に損金算入できます。